

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2208231 号
令和 4 年 8 月 23 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 6 月 24 日付け東大安環第 56 号（令和 4 年 8 月 5 日付け東大安環第 74 号をもって一部補正）をもって、国立大学法人東京大学から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 3 7 条第 1 項及び第 7 6 条の規定に基づき申請された東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設保安規定変更承認申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項第 1 号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の承認を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準(原管廃発第 13112714 号(平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定))を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

- (1) 原子炉施設保安規定変更承認（令和 3 年 3 月 30 日付け原規規発第 2103308 号）における原子炉格納施設の気密扉に係る空気漏えい率の記載に誤植があったことから、原子炉設置変更承認（平成 30 年 12 月 6 日付け原規規発第 1812063 号）（以下「既承認」という。）における当該箇所の記載に修正するもの
- (2) 本文と別表の引用に関する誤植を修正するもの

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第３７条第２項第１号

規制庁は、本申請について、施設管理における性能維持施設の維持すべき性能が、試験研究用等原子炉の設置又は変更の承認を受けた本試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第３７条第２項第１号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の承認を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第３７条第２項第２号

規制庁は、本申請について、定期事業者検査及び自主点検において維持すべき性能として定められている原子炉格納施設の空気漏えい率について、既承認にあわせて誤植を修正するものであること並びに本文と別表の引用に関する誤植を修正するものであることを確認したことから、原子炉等規制法第３７条第２項第２号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。